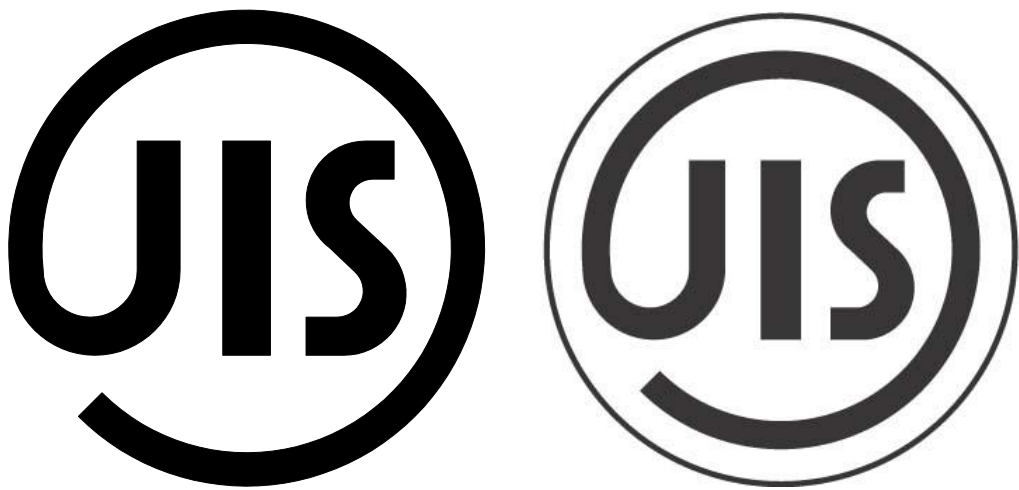


JISマーク表示制度認証取得後の 変更等の手続き



▲ 信頼の架け橋 JISマーク

JISマークの表示にあたっては、契約書に基づき適切に行ってください。

一般財団法人 日本品質保証機構

JIS認証事業部

== 目次 ==

JISマーク認証の取得により認証取得者となられた後、契約事項及び事業者の業務内容や品質管理体制の変更等が発生する場合には次の手続きが**事前に必要となります。**（認証契約書 第22条）

変更内容によって手続きが異なりますので、この手引きを参考に実施いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先 及び 情報提供サイト	3
I. 認証取得者の名称変更（事業承継を除く）	4
II. 事業承継等	5
III. 認証に係る製造工場の名称や 所在地の変更（事業承継を除く）	6
IV. 品質管理責任者の交代	8
V. 認証に係る品質管理体制の変更	10
VI. 認証に係る製造工場の追加	12
VII. 認証に係る製造工場の全部の 廃止（契約終了）又は一部の廃止	13
VIII. JISの改正	14

なお、費用につきましては、変更内容に応じ、料金表に基づき申し受けます。

お問い合わせ先 及び 情報提供サイト

変更に基づいて実施される工場審査の内容や時期によっては、定期の認証維持審査との同時実施が可能です。ご検討の場合はご相談ください。

お問い合わせ先

一般財団法人 日本品質保証機構 JIS認証事業部
〒101-8555 東京都千代田区神田須田町1-25
TEL : 03-4560-5500 / FAX : 03-4560-5501
E-mail : jis-cert@jqa.jp

情報提供サイト

- ・【JQAホームページ JIS認証事業部 トピックス】
当機構から最新情報をお届けします。
https://www.jqa.jp/service_list/jis_a/index.html
- ・【日本産業標準調査会（JISC）ホームページ】
JIS全般に関する事項、意見受付広告・公示されたJISを閲覧できます。
<https://www.jisc.go.jp/index.html>
- ・【JIS登録認証機関協議会（JISCBA）ホームページ】
登録認証機関の統一見解をお知らせします。
「解釈集」には、規定事項や技術的課題の共通のガイドラインが記載されています。
<https://www.jsa.or.jp/jiscba/>

I. 認証取得者の名称変更（事業承継を除く）

- 認証取得者となった法人又は団体等で宣伝や読みやすさで広く知られた略号や商号に変更する等自らの組織内で変更がある場合、届出書の提出が必要になります。

1. 届出様式

- ① 「生産条件等変更届出書」
- ② 認証取得者の名称変更に係る公表した資料

2. 当機構において、適合性確認を行い、認証継続が決定しましたら、「JIS適合性評価報告書」（以降、「評価報告書」）にて結果をお知らせします。その後、認証契約（「認証契約書」や「JISマーク等の表示に関する管理要綱」）の再締結、認証書の書換えを行います。

- 様式「生産条件等変更届出書」は、JQAホームページから取得が可能です。以下の手順でご確認ください。

- ① JQAホームページ（トップ）

<https://www.jqa.jp>

- ② JISマーク認証

https://www.jqa.jp/service_list/jis_a/

- ③ 申込書

https://www.jqa.jp/service_list/jis_a/action/application/index.html

II. 事業承継等

- 認証取得者となった法人又は団体等において「合併契約書」、「吸収分割契約書」に基づく事業承継等がある場合、

☆認証に係る工場又は事業場が同じ（所在地が同じ）

☆認証対象製品の品質に影響を及ぼす品質管理体制の変更が無い

上記の条件を満たしている場合、当機構における適合性確認等を経て、承継後の法人が、JISマーク認証の権利を承継することも可能です。

- 現在の認証取得者が、事業承継等における消滅会社である場合、**事業承継等の効力発生日以降は、消滅会社としてのJISマークを表示すること、JISマークが表示された製品を出荷することはできません。**
- 承継後の法人は、当機構での適合性確認が完了し、**認証契約（「認証契約書」、「JISマーク等の表示に係る管理要綱」）の再締結後、製造を開始した製品からJISマークの表示が可能となります。**
- JISマークを表示することができない期間が発生することになりますので、事業承継等の場合は、合併契約書の締結前後、速やかにお問い合わせください。
 1. 現在の認証取得者様から、事業承継の概要をなるべく早い段階でご一報ください。
当機構より届出方法をご案内いたします。
 2. 認証取得者様に対し、事業承継等に関する各種資料のご提出を依頼します。
例：合併契約書、吸収分割契約書等の写し
承継後の企業における品質管理実施状況説明書
 3. 当機構において、事業承継等での対応が可能であると判断した場合、事業承継届出に関する様式をお送りします。添付資料を添えてご提出ください。
 4. 当機構において、必要に応じて工場審査及び／又は製品試験実施の上、「評価報告書」にて結果をお知らせします。
その後、認証契約（「認証契約書」や「JISマーク等の表示に関する管理要綱」）の再締結、認証書の書換えを行います。

III. 認証に係る製造工場の名称や所在地の変更 (事業承継を除く)

- 認証を受けた製品を製造（又は加工）する工場（又は事業場）の名称変更（事業承継を除く）は、I. **認証取得者の名称変更**と同じ手続きとなります。

なお、所在地の変更は、以下の例があります。

- 1) 市町村の住居表示が変わる、又は市町村の合併により住居表示が変わる。
(実際の所在場所は変わらない)
- 2) 工場の移転・移築により、その所在地が変わる。

- 1) 市町村の住居表示が変わる、又は市町村の合併により住居表示が変わる（実際の所在場所は変わらない）場合

1. 届出様式

- ・「生産条件等変更届出書」
- ・自治体が発行する住居表示変更に関する資料

2. 当機構において、適合性確認を行い、認証継続が決定しましたら、「評価報告書」にて結果をお知らせします。

その後、認証契約（「認証契約書」や「JISマーク等の表示に関する管理要綱」）の再締結、認証書の書換えを行います。

- 2) 工場の移転・移築により、その所在地が変わる場合

- ・工場の移転等については、その工場での新規認証取得となります。
- ・ただし、以下の条件を確認できる場合には、認証を決定する際に必要な生産実績（6か月分）のうち5か月分について、移転前工場の生産実績を活用できる場合があります。

☆認証対象製品の品質に影響を及ぼす品質管理体制の変更が無い

例：人員が同じ、製造設備・試験設備に変更が無い

- 移転前工場の閉鎖日以降、移転前工場で製造した製品にJISマークを表示すること、JISマークが表示された製品を出荷することはできません。
- 移転後工場でのJISマーク表示は、適合性確認が完了し、認証契約（「認証契約書」、「JISマーク等の表示に係る管理要綱」）の再締結日以降、製造を開始した製品が対象になります。

1. 届出様式

- ・「生産条件等変更届出書」及び
- ・新工場における品質管理実施状況説明書一式
（変更された箇所を赤字、下線等で明示したもの）
- ・（製品試験を立会試験とする場合）17025調査様式
- ・新工場までの最寄り地図
- ・新工場内のレイアウト図
- ・工場移転のスケジュール
- ・移転後工場で認証を希望する範囲
- ・その他、当機構が必要とする資料

をご準備いただき、移転等の3か月前までにお申し込みください。

2. 新規認証取得時と同様に、工場審査及び製品試験を実施のうえ、「評価報告書」にて結果をお知らせします。その後、認証契約（「認証契約書」や「JISマーク等の表示に関する管理要綱」）の再締結、認証書の書換えを行います。

IV. 品質管理責任者の交代

- 当機構では、各種連絡先として、品質管理責任者を登録しています。品質管理責任者は、9つの責任権限を遂行するため、認証に係る工場に常駐している理解です。**品質管理責任者の交代を予定している場合は、当機構へ事前の届出が必要となります。**
- 品質管理責任者については、資格要件が法令で定められており、当機構の場合の運用は以下のとおりです。（1. ～ 3. すべてを満たしている必要があります）

1. 認証を受けようとする製品の製造に必要な実務経験

→ 1年以上

2. 標準化及び品質管理に関する実務経験

→ 2年以上

3. 標準化及び品質管理に関する専門的な知識

（①、②のうちいずれか）

- ① 工学系の大学等において、品質管理に関する科目を1科目で2単位（60時間）以上修了し、かつ卒業していること。
- ② JISCBA講習会基準を満たす講習会を修了していること。
例：日本規格協会 JIS品質管理責任者セミナー

- **資格要件を満たした品質管理責任者が不在となった場合、JISマークの表示、ならびにJISマークを表示した製品の出荷はできません。**

➤ なお、以下の場合は生産条件等変更届出書での届出は不要です。

- (1) 複数工場を1つの認証番号で取得している場合の、工場品質管理責任者の交代
- (2) 品質管理責任者の所属、役職、連絡先の変更
→(2)はメールにてご連絡ください。

1. 届出様式

- ・「生産条件等変更届出書」
- ・品質管理実施状況説明書
 - 7. 品質管理責任者に関する記述
- ・標準化及び品質管理に関する知見を確認できる資料
 - 例：日本規格協会 JIS品質管理責任者セミナー
修了証書あるいは修了カードの写し

2. 当機構において、適合性確認を実施のうえ、認証継続を決定しましたら、「評価報告書」にて結果をお知らせします。

V. 認証に係る品質管理体制の変更

- ▶ 初回適合性評価の際、または直近の定期認証維持審査の際に提出された「品質管理実施状況説明書」に記載されている以下の内容を変更しようとする場合は、事前に当機構へ「生産条件等変更届出書」ならびに関連資料を提出してください。
 - ▶ 変更内容及び届出にあたり必要な関連資料の例（-1-）
 - (1) 鋳工業品等の製造又は加工に使用される主要な原材料
新たな資材の受入記録
 - (2) 製造又は加工に必要な主要な製造(加工)設備
新たな設備の点検記録
 - (3) 製造又は加工に必要な主要な検査・試験設備
新たな設備の点検記録
 - (4) 製造又は加工に必要な検査・試験方法
製品検査規格、JISへの適合性が確認できる工程記録
 - (5) 主要な製造工程の外注先変更（内製化を含みます）
外注先評価記録
 - (6) 主要な製造工程の変更（ラインの追加など）
追加しようとする工程で製造した製品について、JISへの適合性が確認できる工程記録

上記（-1-）については、認証を取得されているJIS、届出時点における認証取得者様の品質管理体制によって、届出の要不要が変わることがあります。詳しくはお問い合わせください。なお、変更が発生する品質管理実施状況説明書の添付が必要になります。

- ▶ 変更内容及び届出にあたり必要な資料の例（-2-）
 - (7) 品質管理体制の基準変更
品質管理体制の基準A→B
ISO 9001登録証の写し、品質管理実施状況説明書の差分
品質管理体制の基準B→A
品質管理実施状況説明書の差分
 - (8) ISO 9001登録機関の変更
新しい登録機関が発行した、ISO 9001登録証の写し

(9) 代表者の交代 (注)

添付書類は不要です。2019年7月の法令改正により、法人にあってはその代表者に交代があった場合、登録認証機関が国へ報告する事項になりました。

▶ 変更内容及び届出にあたり必要な資料の例 (-3-)

(10) 認証の区分の追加

新規認証取得になりますので、「認証申込書」にてお申込みください。

(11) 認証を取得しているJISの、「認証の区分」内のJIS追加

品質管理実施状況説明書一式

追加しようとするJISへの適合性が確認できる工程記録

(立会による試験の場合)

17025調査に必要とする書面の記載項目と様式 (立会試験用)

(12) 認証を取得しているJISの、種類又は等級の追加

品質管理実施状況説明書 (変更箇所のみ、

追加しようとするJISへの適合性が確認できる工程記録

(立会による試験の場合)

17025調査に必要とする書面の記載項目と様式 (立会試験用)

1. 届出様式

- ・「生産条件等変更届出書」
- ・関連資料

2. 届出内容・法令に依り、適合性確認 (工場審査及び製品試験の全部又は一部) を実施のうえ、「評価報告書」にて結果をお知らせします。

変更により認証書の内容に変更が発生する場合は、認証契約 (「認証契約書」や「JISマーク等の表示に関する管理要綱」) の再締結し、認証書の書換えを行います。

法令で審査内容が規定されている場合を除き、審査内容は、受付後に審査員は判断いたします。そのため、変更内容が判明しましたら、当機構へのお問い合わせをお勧めします。

VI. 認証に係る製造工場の追加

- 同一品質システム内にある工場（同一法人内の工場、あるいは同じISO 9001登録の範囲に含まれている工場）については、現在登録中の工場に、追加することも可能です。

ただし、

- ① 複数工場をまとめる、「統括品質管理責任者」を管理部門や認証に係る工場で選任する必要があります。
「統括品質管理責任者」は、法令で規定されている資格要件を満たす必要があります。
- ② 各工場には、「工場品質管理責任者」を選任する必要があります。「工場品質管理責任者」は、法令で規定されている資格要件を満たしていることを、推奨します。
- ③ 認証番号は同一番号となりますが、JISマークを表示する場合、各工場を識別するための記号の付記が必要です。
- ④ 新規認証取得となりますので、認証を決定するまでに、6か月分の生産実績が必要になり、また工場審査及び製品試験を実施します。

1. 届出様式

- ・「生産条件等変更届出書」
- ・追加する工場が、同一品質システムであることを確認することができる資料（ISO 9001登録証写し等）
- ・追加する工場が認証を希望する範囲
- ・製品規格、製品検査規格
- ・追加する工場の最寄り地図
- ・追加する工場のレイアウト図
- ・品質管理実施状況説明書
- ・（立会による試験の場合）
17025調査に必要とする書面の記載項目と様式（立会試験用）
- ・（基準Bの場合）
品質マニュアルの写し（制定している場合）

2. 工場審査及び製品試験を実施のうえ、「評価報告書」にて結果をお知らせします。変更により認証書の内容に変更が発生する場合は、認証契約（「認証契約書」や「JISマーク等の表示に関する管理要綱」）の再締結し、認証書の書換えを行います。

VII. 認証に係る製造工場の全部又は一部の廃止

- ▶ 認証契約締結後に、**対象となる製造工場の全部（複数工場における全ての工場）を廃止する、又は単一工場における該当工場を廃止する場合、JISマーク制度では認証契約の解除となります。（認証契約書 第26条）**
 1. 認証契約を解消する旨、ご一報ください。
 2. 当機構より、「認証契約解消届出書」をお送りします。
 3. その様式に必要事項を記載し、送付いただきます。同時に「認証書」をご返却ください。
 4. 適合性確認を行います。工場審査の実施が必要となる場合があります。
 5. 確認後に「認証契約解消通知書」をお送りします。

- ▶ 認証契約締結後に、**対象となる製造工場の一部（複数工場におけるいくつかの工場）を廃止する場合は、認証範囲の変更（縮小）として扱います。**
 1. 「生産条件等変更届出書」及びその添付資料として組織図などの資料をご提出ください。
 2. 適合性確認後、「評価報告書」で結果をお知らせします。変更の内容によっては工場審査の実施が必要となる場合があります。

VIII. JISの改正

- 認証を取得されているJIS（製品JIS）は、定期的に見直しが行われます。見直された内容によって、本改正、追補改正があります。
- いずれも、60日間の意見受付広告が出され、国が発行（改正）し、発行（改正）の際は官報に公示されます。
- 当機構では、認証取得者様に、意見受付広告が出された際、官報に公示された後、ご連絡しております。
- 認証取得者が存在するJIS（製品JIS）の場合、通常「経過措置期間」が設定されます。「経過措置期間」は、JISマーク表示制度における認証取得者に対して、速やかな移行を行うための期間です。
- 「経過措置期間」が終わるまでに、必要な確認を行うためにも、**速やかな移行、生産条件等変更届出書類のご提出をお願いいたします。**
（詳細は、対象となる認証取得者様への官報公示後のご案内に記載しております）
- 生産条件等変更届出書類のご提出、受付後、適合性確認を行います。
- JIS改正内容（変更内容）に応じ、認証契約の再締結、認証書の書換えが必要になります。



JIS認証事業部

〒101-8555 東京都千代田区神田須田町1-25

TEL : 03-4560-5500 FAX : 03-4560-5501

E-mail : jis-cert@jqa.jp

一般財団法人 日本品質保証機構

<https://www.jqa.jp>